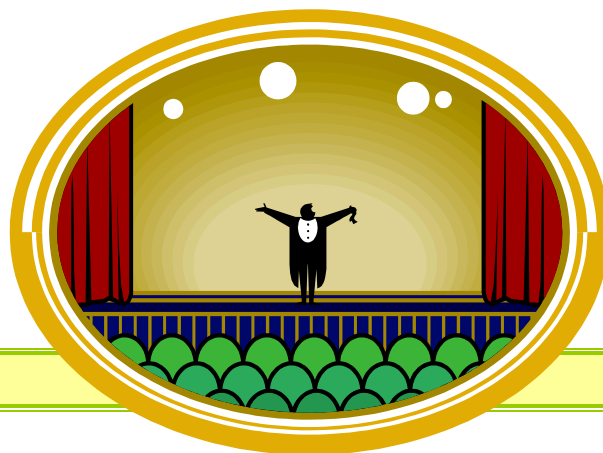


興行場のてびき



江戸川区江戸川保健所
生活衛生課 環境衛生係

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 3-23-3 小岩健康サポートセンター内

電 話 03-3658-3177 (内線 41~43)

ファックス 03-3671-5798

R5.12.13 現在

興行場の定義

興行場法で定めている「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいいます。

施設を設けて反復、継続して公衆に見せ聞かせる場合がこれにあたります。

興行場には、映画館、観劇場、野球場などのスポーツ観戦施設、サーカス等、様々な形態があります。

興行場には以下のものがあります

- 常 設 の 興 行 場 ・ ・ ・ 「臨時又は仮設構造の興行場」以外の興行施設
- 臨 時 の 興 行 場 ・ ・ ・ 興行場以外の用途である既存建物の一部又は全部を用いて
短期間に限り興行を行う施設
- 仮設構造の興行場 ・ ・ ・ 天幕張りや簡易なプレハブ構造の建物等で短期間に限り興
行を行う施設

興行場は、常設と臨時または仮設構造の別なく、条例の構造設備基準に全て適合している必要があります。ただし、専ら野外で行う興行場や臨時又は仮設構造の興行場は、保健所長が条例第14条に基づき公衆衛生上支障がないと認めるときは、一部の基準を適用しないことが出来ます。詳しくは、保健所の環境衛生係にお問合せ下さい。



許可申請編

～目次～

興行場許可までの手続き 許一 1

許可申請時に必要な書類 許一 2

構造設備基準……………許一3

・観覧場の床面積は？……………許一5

・換気設備の設置は？……………許一6

・便所の考え方は？便器数の考え方は？……………許一8・9

関係機関一覧……………許一10・11

興行場許可までの手続き



提示してください

施設完成時、検査済証により、建築基準法に適合した建築物であることを確認します。

事前相談

申請場所・構造設備について、図面等を持参のうえ、事前にご相談ください。なお、関係機関（許—12頁参照）にもご相談ください。

申請手続き

許可申請手続きには、許—2頁の書類が必要です。

関係機関への相談手続き

申請書を受理した後、関係法令（建築基準法、消防法）等の手続きをお願いします

施設の検査

施設が完成したら、保健所の職員が、設備基準に適合しているかどうか等について検査をします。

許可

書類審査及び施設検査により基準に適合していることが確認されると、保健所長により許可されます。許可されるまで営業することはできません。

保健所の通知・照会

通知

申請書を受理した後、消防機関に通知します。

通知書

消防機関からの通知書を受理します。これにより、消防関係法令等に適合することを確認します。

許可申請時に必要な書類

許可申請にあたり、下記の書類が必要です。

【許可申請時に必要な書類等】(正副2部)

- ① 興行場営業許可申請書（施設・構造設備の概要）
- ② 見取図（半径 300 メートル以内の道路、河川、住宅等が記載されたもの）
- ③ 建物配置図、各階平面図、観覧いすの配置図、喫煙所の設置場所を示す図面
- ④ 電気設備の配置及び配線を明らかにした図面
- ⑤ 換気設備の配置及び系統を明らかにした図面
- ⑥ 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面
- ⑦ 申請手数料 常設 20,750 円
臨時・仮設 13,550 円
- ⑧ 登記事項証明書（開設者が法人の場合）：**原本**提出（**6か月以内**のもの）

【検査時に必要な書類等】

- 建築基準法に基づく検査済証の写し：**本証**照合
※ 施設完成後、検査時に確認



構造設備の概要

全館禁煙を行う施設については、入場者の見やすい個所にその表示をおこない、入場者への周知を図らなければなりません。その場合、喫煙所は不要です。

(例)

1 設置場所

→p 許-4

2 観覧場

→p 許-5

3 換気設備

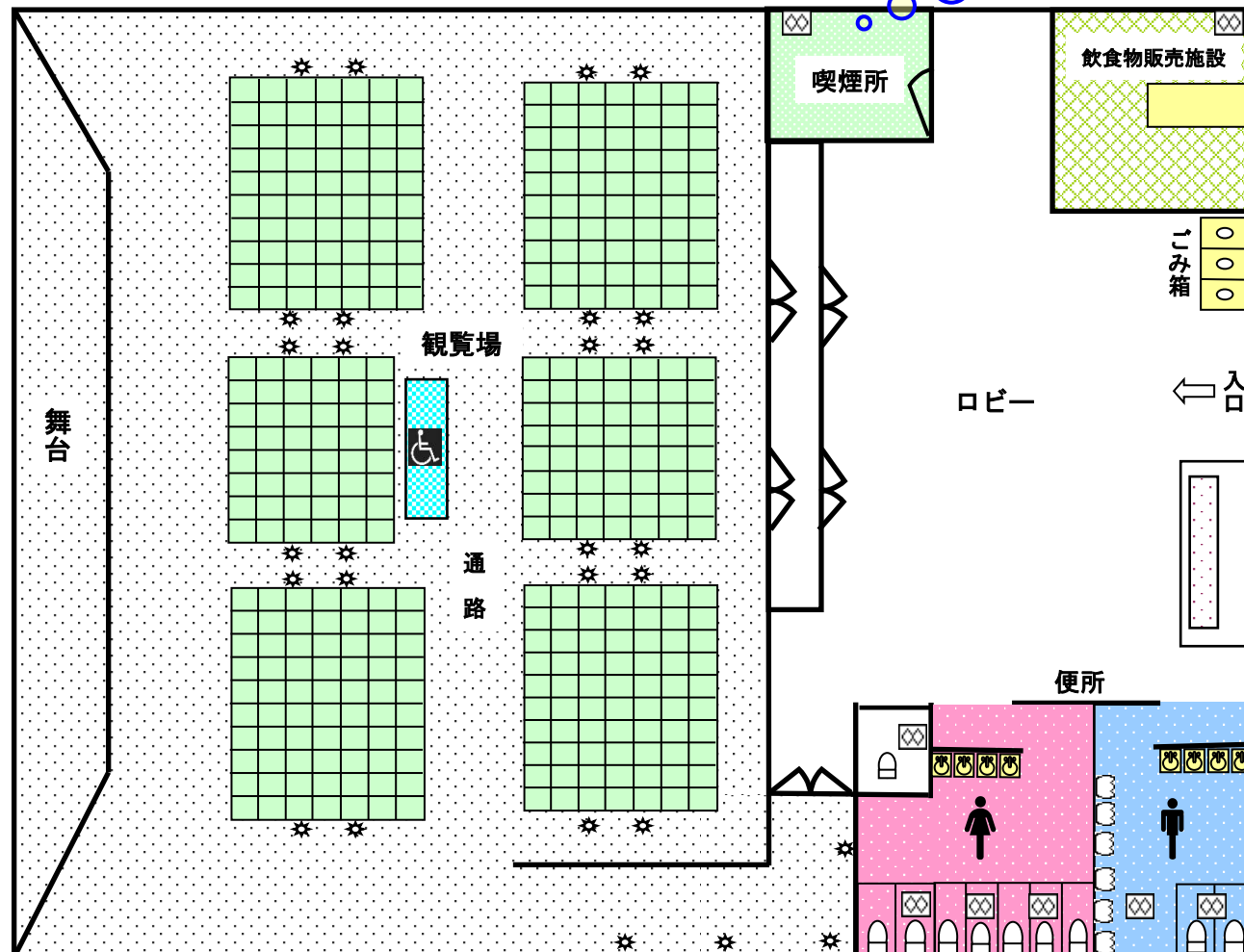
→p 許-6, 7, 8

4 照明設備

→p 許-4

5 防湿構造

→p 許-4



6 便所

→p 許-9~11

7 喫煙所

→p 許-4

8 飲食物の販売施設

→p 許-4

9 その他

→p 許-4

* : 足元灯

【 】内、根拠欄の見方

条：「江戸川区興行場法施行条例」のこと

(条 1-1 とは、条例第 1 条第 1 号をいいます。)

規：「江戸川興行場法施行条例施行規則」のこと

指導：「江戸川区興行場法施行条例の運用について」のこと

1 設置場所

- 排水不良の場所、ごみその他これに類する物で埋め立てられた土地等入場者の衛生に支障を来す場所又は土地に、設置してはならない。ただし、盛土、地盤の改良等衛生上必要な措置を講じた場合は、この限りではない。【条 4】

2 観覧場 ⇒P 許-6 へ

3 換気設備 ⇒P 許-7 へ

4 照明設備

- 観覧場には 200 ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。
ただし、専ら観劇、観覧等の用に供する観覧場で、衛生上支障がないものについては、この限りではない。【条 6-1】
〔映画、演劇等の施設は 20 ルクス以上の照度を確保。(指導)〕
- 観覧場以外の入場者の使用する場所は、20 ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。【条 6-2】
- 観覧場、廊下、階段及び出入口には前 2 号の照明設備のほか、他の電源による補助照明設備を設けること。【条 6-3】
- 映写又は演技中の観覧場は、常に 0.2 ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。【条 6-4】
〔映写又は演技中の観覧場の照度 0.2 ルクス以上は、床面における照度とし、他は床面から 0.8m の高さにおける照度とする。(指導)〕

5 防湿構造

- 入場者が使用する場所の床面の高さが、直下の地面から 45 cm 未満である場合は、その床面をコンクリートその他の不浸透性材料で覆う等防湿上有効な措置を講じること。【条 7-1】
- 興行場内外の雨水、わき水及び雑排水等を衛生的に排出できる構造設備を設けること。【条 7-2】

6 便所 ⇒P 許-9 へ

7 喫煙所

- 興行場の喫煙所は、次に定めるところにより設けなければならない。ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい箇所に表示する場合にあっては、喫煙所を設けることを要しない。【条 9】
 - 観覧場と区画された場所とし、喫煙所である旨を表示すること。
 - 喫煙所以外の場所に煙が侵入しない構造であること。
〔喫煙所以外の場所に煙が侵入しない構造とは、障壁等で喫煙所とそれ以外の場所を区画する他、喫煙対策のための機器（たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式又はたばこの煙を除去して屋内に排気する方式（空気清浄装置））等により喫煙所以外の場所への煙の侵入を防止する等の措置をいう。（指導）〕
 - 専用の換気設備を設けること。
〔専用の換気設備とは、観覧場等とは別系統の換気設備をいう。（指導）〕

8 飲食物の販売施設

- 飲食物の陳列及び販売の施設は、便所の付近に設置してはならない。ただし、衛生上必要な措置が講じてある場合は、この限りではない。
【条 10】
〔衛生上必要な措置には、便所に十分な防臭及び防音装置を設けたり、前室等が設置してある場合がある。（指導）〕

9 その他

- くず物入れを入場者の利用しやすい場所に相当数置くこと。【規 9-5】

観覧場の床面積は？

機械換気設備の能力や便所の数は、観覧場の床面積に基づいて算定されます。

観覧場とは・・・？

興行場の構成要因の一つで映画、演劇等を入場者に見せ、又は聞かせるために設けた場所を観覧場といいます。

【注意】

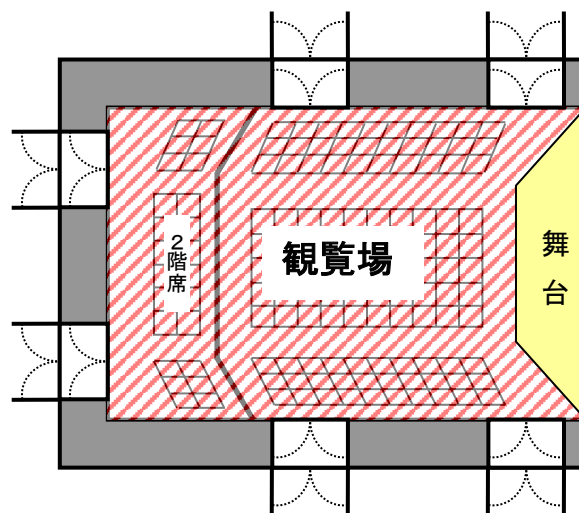
- ・ 客席、客席内通路は観覧場です。
- ・ ロビー、食堂、売店、便所等は観覧場ではありません。舞台やスクリーンなどの興行を行う場所については観覧場ではありません。

床面積とは・・・？

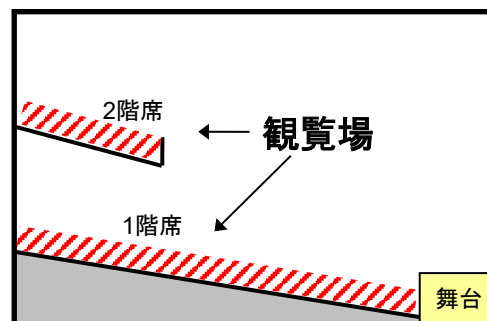
観覧場のすべての床面積を指します。

【注意】

- ・ 興行場の内部に観覧席が複数階ある場合は、すべての階の面積の合計が床面積になります（断面図参照）。



平面図



断面図

※斜線部分：観覧場床面積

興行場ひとくちメモ

前室について

興行場入口の前室部分は観覧場の床面積に算定されません。（平面図参照）



興行場ひとくちメモ

複合映画館の場合

最近多く作られている、シネマコンプレックス（複合映画館）は、「1スクリーン、1興行場」と取り扱うので、1スクリーンごとに観覧場の床面積を算定します。

換気設備の設置は？(その1 換気設備の種類について)

観覧場には、観覧場の床面積及び設置場所により、以下の換気方式による換気設備を設置することが規定されています。

江戸川区興行場法施行条例 第5条

興行場のうち、興行を見せ、又は聞かせるため入場者が利用する場所（以下「観覧場」という。）には、規則で定めるところによる機械換気設備を設けなければならない。

観覧場の 設置条件 の種類の 機械換気設備	第一種換気設備 〔給気用送風機 及び 排気用送風機を有するもの〕	第二種換気設備 〔給気用送風機 及び 適当な 自然排気口を有するもの〕	第三種換気設備 〔排気用送風機 及び 適当な 自然給気口を有するもの〕
観覧場が地下にある興行場	○	不可	不可
観覧場が1階以上にある興行場			
観覧場の床面積の合計(a)			
$400\text{m}^2 < a$	○	不可	不可
$150\text{m}^2 < a \leq 400\text{m}^2$	○ (最も好ましい設備)	○	不可
$a \leq 150\text{m}^2$	○ (最も好ましい設備)	○	○ (止むを得ない場合)

換気設備の設置は？(その2 機械換気設備の能力について)

観覧場に設置する機械換気設備には、必要とされる換気能力及び外気取入口について、以下の規定があります。

江戸川区興行場法施行条例施行規則 第5条

条例第5条第1項に規定する機械換気設備は、次のとおりとする。

- 1 観覧場の床面積1平方メートルごとに毎時75立方メートル以上($75 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$)の新鮮な外気を供給することができる能力を有すること。ただし、温湿度調整装置を有するときは、この能力を毎時25立方メートル以上とすることができる。
- 2 機械換気設備の外気取入口は、自動車等から排出された有害な物質により汚染された空気を取り入れることのないように適当な位置に設けること。

→建築物衛生法対象の特定建築物の場合は、 $25 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{人}$ 以上の新鮮な外気の供給をすることができる能力を有することと指導しています。

江戸川区興行場法施行条例の運用について

条例第5条第1項ただし書き以降の規程により、機械換気設備の外気導入量を軽減するときは、次の関係式から求められた外気導入量を確保できるものとする。

ただし、この関係式により外気導入量を軽減する場合であっても、 $25 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ 以上の能力を確保しなければならない。

外気導入量 $G=Q \div N$ …①式

G ：外気導入量 ($\text{m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$)
 Q ：1人当たりの必要外気導入量 ($\text{m}^3/\text{h} \cdot \text{人}$)
 N ：1人当たりの占有面積 ($\text{m}^2/\text{人}$)

$Q=100M \div (K-K_0)$ …②式

M ：人の呼吸による CO_2 発生量 ($\text{m}^3/\text{h} \cdot \text{人}$) ※ 数値は下表参照
 K ： CO_2 の基準値 (0.15) の濃度 (%)
 K_0 ：外気の CO_2 (0.04) の濃度 (%)

作業程度による CO_2 発生量 (空気調和・衛生工学便覧より)		
作業程度	$M(\text{m}^3/\text{h} \cdot \text{人})$	備 考
安 静 時	0.013	静かに座っている場合等
極軽作業	0.022	主として飲食が伴う場合等
軽 作 業	0.030	主として歩行等の運動が伴う場合等

通常の映画館

便所・便器の個数の考え方は？

興行場法の便所の設置に関する規定は、以下のとおりです。

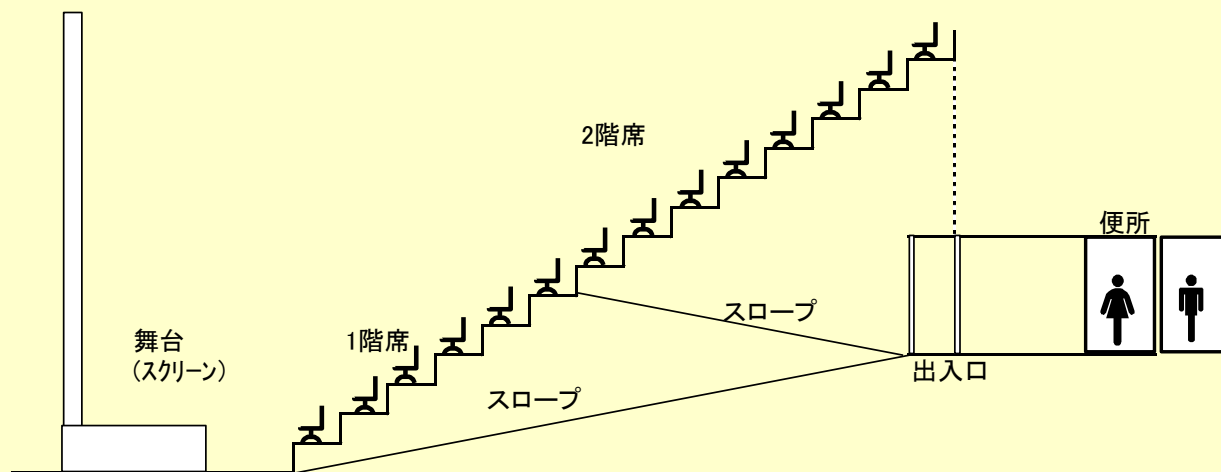
江戸川区興行場法施行条例 第8条

- 1 各階ごとに、男子用と女子用とに区画して設け、その旨を表示すること。ただし、規則で定める場合にあっては、各階ごとに設けることを要しない。

【考え方】

ただし書きの規則で定める場合は、階の直上階又は直下階に便所を設ける場合で、かつ法第2条第1項の許可を行う者（保健所長）が公衆衛生上支障がないと認める場合とする。この支障がないと認める場合は次の場合である。

- (1) 観覧場が複数階に渡っていて、階層に見分けがつかない施設や同一階に客の利用できる場所が観覧場以外にない構造の施設等であって、施設の構造上、各階ごとに便所を設ける必要性に欠ける場合及び各階ごとの規定を適用させることが困難な場合
- (2) 観覧場が複数階に渡っていて、階層に見分けがつかない施設において、出入口が1つの階にしかない場合等であって、出入口のある階に必要な数の便器を備えた便所を設けたほうが、入場者にとって利便性がある場合



- 2 くみ取便所ではないこと。
- 3 便器は、陶磁器等で造られた堅固で衛生的なものであること。
- 4 専用の換気設備を設けること。ただし、外気に接する開口部を有する便所にあつてはこの限りではない。〔外気に接する開口部とは開閉可能な窓を含む〕
- 5 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合していること。

【江戸川区興行場法施行条例施行規則第7条】

条例第8条第5号に規定する便所の構造等の基準は、次のとおりとする。

- 1 便所の設置場所は、場内とすること。ただし、興行場を他の用途の建築物内に設置し、又は複数の興行場を同一階に設置する場合であつて、当該興行場に近接する便所を共用できるときはこの限りではない。
- 2 便器の数は、別表第1に掲げる基準以上に設置すること。ただし、前号ただし書に規定する複数の興行場が便所を共用する場合における別表第1の規定適用については、同表中「観覧場床面積の合計」とあるのは「当該複数の興行場の観覧場床面積の合計」とする。

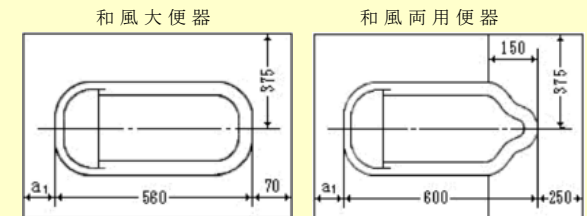
別表第1 便器の設置基準

観覧場床面積の合計	便器の数
300 m ² 以下の部分	15 m ² ごとに1
300 m ² を超え600 m ² 以下の部分	20 m ² ごとに1
600 m ² を超え900 m ² 以下の部分	30 m ² ごとに1
900 m ² を超える部分	60 m ² ごとに1

- 3 男子用の便器と女子用の便器は、おおむね同数設けること。ただし、興行場の種類、規模又は用途により、その比率を変えることができる。
- 4 男子用の大便器は、小便器5個以内ごとに1個の割合で設けること。
- 5 水洗便所以外の便所においては、外気に接する開口部を有する前室を備えること。
- 6 便器周りの幅員は、別表2（右表）に掲げる基準以上であること
- 7 流水式の手洗い装置を設けること。

別表2

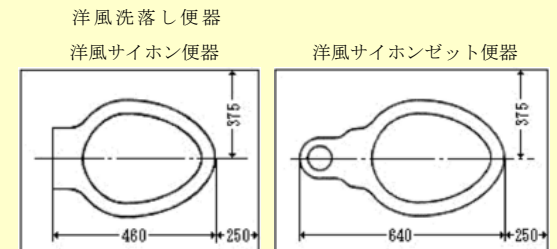
和風及び洋風便器等の便器回りの幅員基準



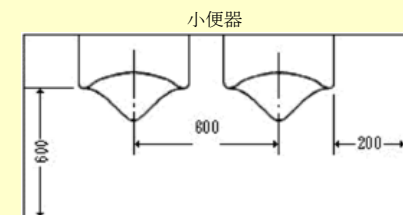
a₁ の寸法

種 別	寸法（ミリメートル）
側 壁 洗 浄 弁	150
側 床 洗 浄 弁	
前 壁 洗 浄 弁	
前 床 洗 浄 弁	175
隅付きロータンク	
ハ イ タ ン ク	200
サイホンゼット大便器	

和風大便器回りの寸法（単位 mm）



洋風大便器回りの寸法（単位 mm）



小便器回りの寸法（単位 mm）

関係機関一覧

建物の建築(建築確認等)について

建築基準法

	担当機関	連絡先
延べ床面積が 1 万㎡を超える建築物	東京都都市整備局市街地建築部 建築指導課(都庁第二本庁舎 3 階)	☎03-5388-3372
延べ床面積が 1 万㎡までの建築物	江戸川区都市開発部建築指導課指導係	☎03-5662-1105
民間の建築確認検査機関		

用途地域・地区計画について

都市計画法

江戸川区都市開発部都市計画課都市計画係

☎03-5662-6369

消防(消防設備の設置、維持ならびに検査、少量危険物等の貯蔵及び取扱い等)について

消防法

担当機関	連絡先
江戸川消防署 (中央 2-9-13)	☎03-3656-0119
葛西消防署 (中葛西 1-29-1)	☎03-3689-0119
小岩消防署 (鹿骨 2-42-11)	☎03-3677-0119

特定建築物に該当する場合、貯水槽を設ける場合について

建築物衛生法、水道法

特定用途の延べ面積が 3,000 ㎡以上の場合(特定建築物)

貯水槽・井戸等を設けて給水する場合 * 事前にご相談下さい。

江戸川保健所生活衛生課環境衛生係

☎03-3658-3177

飲食物の提供について		食品衛生法
食事を提供する場合	江戸川保健所生活衛生課食品衛生係	☎03-3658-3177
排水・下水などについて		下水道法
排水を公共下水道に放流する場合	東京都下水道局東部第二水道事務所	☎03-5680-1268
風俗営業に関連する場合について		風営法
担当機関	連絡先	
小松川警察署 (松島 1-19-22)	☎03-3674-0110	
小岩警察署 (東小岩 6-9-17)	☎03-3671-0110	
葛西警察署 (東葛西 6-39-1)	☎03-3687-0110	

興行場の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談して下さい～

■ 新規営業許可申請 《条例施行規則 第3条》

- 新しく興行場を経営
- 施設を移転
- 施設の大規模増改築

必要書類

＊「許可申請時に必要な書類（P 許－2）」をご覧ください。

※営業許可申請は必ず事前に相談してください。

■ 変更届 《条例施行規則 第3条の5第1項》

- 施設の名称を変更
- 営業者の住所を変更
- 法人の名称・所在地・代表者を変更
- 施設の増改築 構造やレイアウトの変更（改築の規模により、新規の許可が必要となることがあります。事前にご相談ください。
- 興行場の種類を変更（例：演劇場⇒映画館）
- 管理者の変更 等

必要書類

＊興行場営業許可事項変更届

＊変更した内容のわかる書類

〔履歴事項全部証明書（発行後6か月以内）や施設設備図面等〕

※ 変更後、速やかに届出をしてください。

■ 承継届 《条例施行規則 第3条の2、3、4》

- 譲渡により営業者の地位を承継した。
 - 営業者（個人）が死亡し、相続をした。
 - 営業者（法人）が合併、または分割により承継した。
- ※ 承継した後、遅滞なく（60日程度）届出をしてください。

必要書類

＊ 興行場営業承継届

【譲渡】

＊ 営業の譲渡が行われたことを証する書類
（譲受人が法人の場合）

＊ 登記事項証明書（発行後6か月以内）

【相続】

＊ 被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
又は法定相続情報一覧図の写し

＊ 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
相続人の範囲：法定相続人

【法人の合併・分割】

＊ 履歴事項全部証明書（合併又は分割登記後）（発行後6か月以内）

■ 廃止（停止）届 《条例施行規則 第3条の5第2項》

- 営業を廃止（停止）した。
- ※ 廃止（停止）後、速やかに届出をしてください。

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。